特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名寄市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入 手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締 結している。

評価実施機関名

北海道名寄市長

公表日

令和6年6月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	・市町村は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関す る調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事 務を取り扱う。 地方税分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出等により、必要な情報を入手し課税情報を管 理する。 ②地方税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税状況を確認する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。
③システムの名称	1 個人住民税システム2 固定資産税システム3 軽自動車税システム4 収滞納管理システム5 申告支援システム6 統合宛名システム7 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)個人住民税情報ファイル
- (2)固定資産税情報ファイル
- (3)軽自動車税情報ファイル
- (4) 収滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表(24項)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
--------	---	------	---	------------------------------------

②法令上の根拠 ·番号法第19条第8号、別表(24項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民部税務課 ②所属長の役職名 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 名寄市総務部総務課(電話01654-3-2111)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地名寄市市民部税務課(電話01654-3-2111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年6月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	- 〒(委託や情報提供ネットワー	クシステムを						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[] 自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	答							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5	税務課長 土田 朗	税務課長 川島 史泰	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 平成26年12月31日 時点		平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2	平成26年12月31日 時点	平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV — 1	記載なし	基礎項目評価書	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	Ⅳ -2	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IA-3	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-4	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	I V−5	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	I V−6	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV - 7	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IN-8	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	I V-9	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和3年6月30日	I -4	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正への対応
令和5年6月30日	I -5	税務課長 川島 史泰	税務課長	事後	
令和5年6月30日	I -4	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)	事後	
令和5年6月30日	I -4	第一欄(情報提供者)	第一欄(情報照会者)	事後	
令和6年6月30日	I -3	別表第一(16の項)	別表(24項)	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34, 35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6 5,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114 ,115,116,117,120,121の項)		別表(24項)	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	Ⅱ -1	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年6月30日	Ⅱ-2	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	